

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB病院（以下「勤務先病院」という。）に看護師として勤務していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、勤務中に入院患者から暴行を受け負傷し（以下「本件事件」という。）、翌○日、勤務先病院を受診し、「頸部挫傷、左前腕圧挫傷、顎関節症」（以下「前傷病」という。）と診断され、以後、同病院において療養し、○年○月○日をもって治癒（症状固定）した。
- 3 請求人は、○年○月○日からC医療機関を受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫、両側膝内障、頸肩腕症候群、頸椎椎間板ヘルニア、腰椎椎間板ヘルニア、両側肩関節周囲炎、胸椎椎間板ヘルニア」と診断され、同医療機関に係る療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、治癒（症状固定）後の請求であるとして、不支給と決定（以下「前処分」という。）した。請求人は、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、○年○月○日付けで、再審査請求を棄却した（平成28年労第273号。以下「前裁決」という。）。
- 4 本件は、請求人がD医療機関を受診し、「腰痛症、頸肩腕症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断され、本件傷病は本件事件が原因であるとして、同医療機関に係る○年○月○日から同年○月○日まで（以下「本件請求期間」という。）の間の療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、治癒後の期間に係る請求であるとし、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病について、治癒後の期間に係る請求であるとして本件請求期間に係る療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、既に前裁決に係る裁決書において、「請求人の本件傷病は治癒日以降、一進一退を繰り返しているものと認められ、その治療内容も理学療法を中心とする対症療法であることから、治癒日（○年○月○日）の時点においては、もはや治療効果が期待できない状態にあった。」と判断したところであり、本件再審査請求において、請求人の前傷病が治癒（症状固定）していないとする請求人の主張を認めることはできない。

(2) なお、念のため、請求人が、前傷病の治癒（症状固定）後に、本件傷病が再発したか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 業務上の疾病がいったん治癒（症状固定）した後、再発した場合には、労災保険法第12条の8に規定する保険給付の対象となるが、その際、旧傷病の再発であると認定されるためには、判断の要件として、①旧傷病と再発とする現傷病の発現ないし増悪との間に医学的にみて因果関係が認められること

が必要であり、その上で、②治癒（症状固定）時の症状に比して現傷病発現時の症状が増悪しており、かつ、③療養効果が期待できるものと医学的に認められるものでなければならないとされている。

イ そこで、上記アの判断の要件に基づいて本件をみると、①の前傷病と本件傷病との間の医学的な因果関係について、E医師は、○年○月○日付け業務上外等に関する意見書において、「D医療機関での主治医意見書によると、傷病名は腰痛症、頸肩腕症候群となっており、初診が負傷から○年以上経過していること等により、この傷病と○年○月○日の本件事件との因果関係は認められないものと判断される。」旨述べていることから、当審査会としても、E医師の意見は妥当な判断であると判断する。

また、②の本件請求期間における治癒時に比しての症状の増悪について、D医師は、○年○月○日付け意見書において、「下肢のシビレもなく症状は楽になっている。」旨述べ、E医師は、○年○月○日付け業務上外等に関する意見書において、「被災労働者は、D医療機関に転医してからは、更なる症状の改善があったと主張している。」旨述べていることから、症状が増悪したとする証拠は認められなかった。

さらに、③の治療効果についても、治癒内容は理学療法を中心とする対症療法であることから、認められない。

ウ よって、請求人が、前傷病の治癒（症状固定）後に、本件傷病が再発したとして主張したとしても、請求人の本件傷病は再発の要件を満たしていないため、本件傷病を前傷病の再発と認めることはできない。

(3) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。